

所管部課名	林務水産課	担当者	下八尻 大策					
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、川内川漁業協同組合放流事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	200千円	国県支出金 千円	一般財源 200千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	放流魚種と放流数量		アユ等 104,000尾/850kg	令和6年度				
成果指標②								
補助対象者	川内川漁業協同組合							
補助対象経費	川内川漁業の振興に必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	・種苗購入費及び放流経費 ・その他、特に必要であると認められる経費等							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額							
上記項目の積算方法	200,000円							
補助を受ける3カ年の事業(団体)等の決算状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	3,231,535	94.2%	2,767,066	93.3%	3,312,794	94.3%
		会費収入	1,531,535	44.6%	1,162,066	39.2%	1,553,794	44.2%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	1,700,000	49.5%	1,605,000	54.1%	1,759,000	50.1%
		市補助金	200,000	5.8%	200,000	6.7%	200,000	5.7%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	3,431,535	100.0%	2,967,066	100.0%	3,512,794	100.0%	
	支出	事業費	3,431,535	100.0%	2,967,066	100.0%	3,512,794	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計	3,431,535	100.0%	2,967,066	100.0%	3,512,794	100.0%		
支出計/前年度支出計			86.5%		118.4%			
自己資金/前年度自己資金			85.6%		119.7%			
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	アユ等 87,620尾 904kg		アユ等 89,821尾 741kg		アユ等 98,760尾 744kg			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】	平成28年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・漁獲量の推移、漁協組合員の数・年齢、漁協の将来展望等を調査・把握し、本事業の有効性・必要性を検証する必要がある。						
	【前回評価への回答】	漁獲量が年々減少する中、川内川中流域において、アユ等の資源回復のために川内川漁協が継続的に取り組む放流活動について沿川自治体の共同支援が求められている。(川内川白浜橋から上流) (今年度改善点) アユやウナギの種苗放流効果について追跡調査を行い本事業の有効性・必要性を検証する。また、産卵場の整備を引き続き行なう。						
	【事業のPR方法】	「外来魚駆除」「鮎まつり」などを行い、川内川の環境保全や魚食普及に努めている。						
	【補助事業以外の事業】	特になし						
【その他】	①川内川の資源を枯渇させないためにも存続すべきである。 ②川内川の資源保護については、上下流、一体的な取り組みが必要であり薩摩川内市としても助成すべきである。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	・アユ、ウナギ、モクズガニ、フナ、テナガエビの放流や河川清掃やアユの産卵場の整備を行い川内川の環境保全に努めていることから、市民等へ寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	・本市において川内川は、さつま町と広域な河川であることから、内水面漁業の振興や環境保全を行うため、さつま町と連携を図り支援を行なっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	・市民等は川内川を憩いの場として利活用し、本市の象徴となっていることから環境保全の活動は重要であり、放流活動については、追跡調査を計画している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	・川内川漁協においては、内水面漁業について深く精通しており、独自の資源回復活動を実施していることから妥当と考える。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	・放流事業について外に補助事業はない。 ・川内川の資源の維持、増加を目的に資源回復補助事業を行なっているが、漁業法によるアユ、ウナギ、モクズガニ、テナガエビ、フナの義務放流が計画されており、川内川は、さつま町と広域のため連携を図り進めている。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	・近年、シラスウナギ、アユの遡上量が激減していることから、資源回復のための放流や環境保全活動は重要であり、当該漁協が取り組んでいる放流事業の事業費の一部の支援を行なっている。また、内水面漁場管理委員会が定める義務放流量も考慮して定めている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ ・今後も川内川水産資源の保護活動に伴う支援は必要であり、義務放流も合わせて支援して行きたい。 ・川内川の関連事業として川内市内水面漁協もアユ等の放流活動や環境保全活動を行っていることから、川内市内水面漁協との連携や川内川漁協の行政区であるさつま町とも連携を図り、産卵場の整備の拡大を検討し本事業を充実させたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ ・当面は、事業の継続と事業内容の充実の指導を行なう。 ・さつま町、川内市内水面漁協、川内川漁協との広域的な連携を図り、資源回復のための指導を行なって行きたい。		≪まとめ≫

川内川漁業協同組合放流事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる川内川漁業協同組合放流事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内川漁業協同組合放流事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内川漁業協同組合とする。
- (2) 事業計画の内容が内水面魚介類の維持及び培養に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 川内川漁業協同組合放流事業補助金は、次に掲げる川内川漁業の振興に必要と認められる経費について交付する。

- (1) 稚魚購入費
- (2) 資源放流費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内川漁業協同組合放流事業補助金を交付することが適当でない認められる場合

(実績報告)

第7条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか，特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 放流魚種と放流数量
- (2) 漁獲量
(補助事業者等の責務)

第9条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成19年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。